

**令和6年度国際交流事業 御前崎市小学生・中学生・高校生海外研修事業
募集要項（小学生コース）**

1 目 的

次世代の郷土を担う児童・生徒が、異文化との交流や体験を通して国際理解を深め、豊かな国際感覚を養うとともに、自身の将来につながる経験をすることを目的とする。

2 主 催 御前崎市

3 実施期間 令和6年7月31日（水）～8月4日（日）5日間

4 研 修 先 シンガポール・マレーシア

5 研修内容 ホームビジット、買い物体験、グループ研修 等

6 募集方法 公募

7 募集人数 15名

8 参加条件（次の条件をすべて満たす者）

(1)本人（小学5・6年生の児童）及び保護者とも市内在住

(2)事前研修、本研修、報告会のすべてに参加できる者

※本要項「12 研修予定」参照

(3)帰国後、研修・体験を活かして、国際交流事業等へ積極的に参加できる者

(4)海外での研修及びホームビジットに適応する能力及び意欲を有する者

(5)本人が研修事業への参加を希望し、かつ、保護者が承諾した者

(6)英会話に興味のある者

(7)心身ともに健康で、海外研修での諸活動に耐えられる者

9 参加申込

○書類配布 5月30日（木）から配布予定

○参加希望者は「参加申込書（同意書含む）」「調査票」を **6月14日（金）17：00までに御前崎市役所総務部企画政策課協働推進室へ提出**

10 参加者の決定

6月17日以降に、市から参加決定通知を送付する。申込人数が定員数を上回る場合は、事務局にて抽選を行う。

11 研修参加者負担金

(1) 一人あたりに要する経費の1／4程度（3／4は市の補助となる）

参加人数	負担金
15 名	101,000 円
10～14 名	119,000 円

※一人あたりに要する経費とは、市が負担すべき費用等を除いた金額とする。

ただし、渡航手続きの費用、キャンセル料並びに通常の食費以外の費用、土産代等個人的なものは、補助の対象としない。

なお、本人が障がい者又は生活保護法の規定による保護を受けている世帯若しくはこれに準ずる世帯については、前項の規定にかかわらず別に定める額とする。

(2) 負担金は7月19日(金)までに一括納付するものとする。

(3) 参加者が負担するキャンセル料は、市が定めた負担金を上限とする。

参加者が納付した負担金からキャンセル料を差し引き、負担金に残額が生じた場合は、残額分の負担金を参加者へ返納する。ただし、正当な理由なく研修をキャンセルした場合は、市補助対象分も含めた全額負担となる。

12 研修予定

	日 程	時 間	内 容
事前研修 (全5回)	6月27日(木)	19:00～21:00	説明(保護者同席)
	7月3日(水)	19:00～21:00	説明・英会話教室
	7月11日(木)	19:00～21:00	説明・英会話教室
	7月19日(金)	19:00～21:00	説明・英会話教室
	7月25日(木)	19:00～21:00	出発式・最終説明(保護者同席)
本 研 修	7月31日(水) ～8月4日(日)	終日	現地研修 (シンガポール・マレーシア)
報告会	8月22日(木)	19:00～21:00	報告会(研修の振り返り)

13 その他

申込人数が10名に満たない場合は中止とする。

世界情勢の変化や研修先の事情により研修事業の中止または変更をする場合、及び本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて御前崎市と受託者が協議のうえ決定する。

14 問合せ先

御前崎市総務部企画政策課協働推進室(市役所2階)

御前崎市池新田 5585 電話: 0537-85-1161